

## 船舶事故調査報告書

平成29年2月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年10月14日 06時40分ごろ
発生場所	兵庫県明石市南方沖 明石港東外港南防波堤灯台から真方位111° 1,060m付近 (概位 北緯34° 38.3′ 東経135° 00.1′)
事故の概要	漁船 <sup>あかし</sup> 明石丸は、西進中、また、プレジャーボートサンキャットは、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年10月27日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 明石丸、8.5トン HG2-5205（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート サンキャット、5トン未満（長さ6.93m） 250-22800兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 船外機に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、船長Aが操舵室において操船に当たり、約12ノットの対地速力で西進中、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人1人を乗せ、船首を南に向け、右舷船尾部で釣り竿 <sup>ざお</sup> を出し、釣りを行いながら漂泊していたところ、A船と衝突した。
分析	A船は、西進中、船長Aが前路の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、右舷船尾部で釣りを行い、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、A船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、船長Aが前路の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが周囲の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 常時適切な見張りを行うこと。